

## カントリーサインの使用許可の基準・手続き

## 1. 使用許可の基準

- (1) カントリーサインは、目的に公共性があり、市町村のPRに寄与する場合に許可をします。営利目的での利用は、原則認められません。
- (2) また、次の事項に該当する場合は、使用を許可しません。
  - ア 市町村の信用又は品位を害すると認められる場合
  - イ カントリーサインは市町村名も含め一体的なデザインであり、「市町村名」を省略し、イラスト部分のみを使用する場合
  - ウ カントリーサインの色やデザインの一部を変更して使用する場合
  - エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、又は暴力団の構成員と認められる者からの申請の場合
  - オ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
  - カ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関する認められる場合
  - キ 消費者の利益を害すると認められる場合
  - ク その他、市町村が使用を不相当と認める場合

## 2. 使用手続き

- (1) 北海道開発局で一括して許可します。(ただし、今金町、本別町、大空町は除く)
  - (2) カントリーサインの使用を希望する者は、使用申請書に必要事項を記載し、カントリーサイン申請窓口(交通対策係)に申請します。
  - (3) 北海道開発局は、使用申請があった場合、「1. 使用許可の基準」に基づき審査し、申請者に対して使用の可否について文書で通知します。
  - (4) 使用を許可するにあたり、申請者に対して必要な条件を付すことがあります。
  - (5) 申請の手続きは、使用者又は代表者が申請書に直筆署名し、PDF形式にてメールにて送付するか、申請書を郵送するものとします。
- いずれも場合も、許可証の交付はおおむね7日から10日程度かかる場合があります。

## 【問合せ先】

北海道開発局 建設部 道路維持課 交通対策係  
TEL:011-709-2311(内線 5822、5964)

## 3. 使用上の留意事項

- (1) カントリーサインの使用は無料とします。
- (2) カントリーサインの使用を許可された者は、北海道開発局又は市町村が実施するカントリーサイン使用状況の調査等に応じることを承諾したものとみまします。

- (3) 使用の許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。
- (4) 使用期限は、許可条件のとおりとします。
- (5) カントリーサイン使用に起因する事故及び第三者への損害等について、北海道開発局及び市町村は一切の責任を負いません。
- (6) 次の事項に該当する場合は使用の許可を取り消します。
  - ア 虚偽の申請、「1. 使用許可の基準」に反していることを確認した場合
  - イ 使用の承認を受けた事項以外に使用した場合

#### 4. その他

カントリーサインの使用を許可された者は、特段の申し出がない場合には、この取り扱いに同意したものとみなします。